

海南市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
橋本	和歌山県海南市下津町橋本85	海南市と運行協定を締結した一般乗用旅客自動車運送事業者（有交和歌山株式会社）が行う乗合旅客運送事業（道路運送法第21条第2号、事業名「海南市デマンドタクシー（実証実験）（大窪・沓掛線）」）の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、令和5年5月30日から令和6年3月30日までの間の左欄に係る運行日の運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図り、交通に支障がないようにすること。	海南市地域公共交通協議会を通じて、令和5年5月25日合意